

教 会 名	教会旧名	創始年代	所在地	祭 神
生長の家（相愛会）	室蘭教区連合会三石支部	昭和二五	三石町	
生長の家		昭和二三	門別町本町	
創価学会日高支部三石地区		昭和三一	三石町	

ともあれ、終戦後神社が国家から分離されたり、宗団法の廃止などによって、宗教会は大きく道揺し、入々の宗教心も敗戦という憂目にあうと神仏の責任であるかのように崇敬の念が一時冷却の感を深くしたが、年をおって平静をとり戻し、今日各宗派はそれぞれ活発な動きを見せるに至った。そして人々もまた漸く混迷から本来の姿に帰った。

一五 百年の大計

1 終戦以後の教育行政

昭和二十三年七月教育委員会法の公布により十月道教育委員の公選が行われたが、これに伴い日高支庁の教育関係事務一切は道教委日高事務局に移された。

その後、昭和三十一年五月北海道日高地方地方教育局と改称、さらに四十二年五月北海道教育庁日高教育局と改称、同時に係の新設によって内部の機構を改め現在に至っている。所在地は浦河町大通り二丁目。

発足以来各年度の道教委の行政執行方針を体して、日高管内の教育行政推進目標を定め、児童生徒の学力向上と、青少年の健全育成を目指して邁進している。

教育委員会の発足

終戦後制定された地方自治法は国と地方公共団体との関係を確立し、民主的・能率的運営と発達を目的としている。この基本法によって各都道府県並びに市町村は独立の自治体として認められるようになると、教育全般にわたる運営の任務と責任が生じた。

その上、我が国教育の水準を高めること、教育の自主性と独立性の保障などについても、如何に対処して行くかが当面の問題とにある。

った。そのため地方の実情に即し、公正な民意に基づいて教育行政を確立すべく発足を見たのが教育委員会制度であって、教育はその自主的管理の事に行われることになった。

この制度の目的とするところは、先ず教育行政の民主化にある。従来の教育行政は文部省を中心として中央集権的な方法で行なわれていたが、これを地方住民から公選された委員によって運用されることにある。

次に教育行政の地方分権性の実現にある。従来の中央集権制度を改め、教育行政権を地方に委譲して、地方の実情に即応した教育の管理運営を考えることにある。

第三は、教育行政の自主性の確立にある。教育はあくまで公正であり、厳正でなければならぬ。従って徒らに利害に促われ、特定の思想や権力に支配され、また圧力に屈するようなことがあってはいけぬ。一切の侵略に対しても毅然たる独立を堅持することにある。

以上の三つの目的から、昭和二十三年七月十五日教育委員会法が公布施行され、第一回教育委員の選挙が同年十月五日に行われた。しかし、当時は委員会の設置も全国の各都道府県、五大都市のほか二十市十六町九村に限られており、すべての市町村に教育委員会が設けられ、その活動が軌道にのようになったのは昭和二十七年十一月一日のことである。同時に市町村の教員委員の選挙が行われ、教育長が任命されて教育行政を担当し、ここに各市町村の教育委員会の発足を見るに至った。

さて、発足当時の教育委員会は各地方公共団体の教育・学術・文化に関する事務を独自に執行するものであったが、しかし次のような財源面から来る問題が生じた。

即ち委員会の財源は、自治体の一般財源でまかなわれた関係上、首長の行なう一般行政との関連なくして教育事務を処理するわけには行かなかったから、一般行政と教育行政とは到底均衡を保つことはむづかしい状態におかれた。

そのため政府もこの際教育委員会制度に対し大幅な改革を加える必要を認め、各種の審議機関の答申並びに勧告などを参考として、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』を制定し、昭和三十一年六月三十日新教育委員会法として公布した。改正の要点は、

第一、一般行政と教育行政の均衡を保つため教育委員の選任を公選制から任命制に変更し、都道府県並に市町村の首長が人選の上、各々の議会の同意を得て任命した。

公選制の廃止は、早くも中央集権的体制の強化がはかられているものと考えられるので注目に値する。

第二、国と地方公共団体（普通）を一体としての教育行政を確立した点である。
第三、教職員の人事制度を改めたことである。

こうして新教育委員会制度は、同年十月一日から全面的に発足を見るに至った。

2 旧制から新学制に

例えば、小学校明治十九年、尋常科四カ年の義務教育制が実施されたが、当時学費の負担と家業を手伝う児童の強制就学には父兄の反対も相当あり、未だ徹底したものではなかった。
しかし、時代は教育に対する関心を深め、高校教育も準義務制にという要望にまで高まってきたが、正に今昔の感にたえぬものがある。

我が国小学校の就学率も、明治五年学制発布の際には、男子約四〇％、女子約一五％で平均二七％程度であって、学令児童の約四分の一が就学していたに過ぎなかったが、一九〇〇年（明治三三）頃から次第に上昇を示し、一九〇三年には男女共に九〇％以上となり、一九二〇年（大正九）頃からは九九％以上の就学率を示している。従って今日においては、不学の人は殆どないという状況にある。

この期の管内の小学校は大正三年以後、昭和二十年代にかけて僻地の開拓が進んだためそれに伴い多くの部落が形成されると、学校の必要が痛感され部落民の要請で設置は著しく促進された。殊に日高西部新冠・沙流の両郡の各河川の上流には数多くの小学校の開設を見るようになった。こうして内陸地帯の学校の拡大分布と開発への歩みは注目値する。

これら開設校の沿革は、新冠・門別・平取などの町史に明かにされている。

我が国は、人口密度の高い事情もあって小学校の児童数が著しく多くなり、最近では学級人員の増加による教育能率の低下が問題になり、すし詰学級解消が叫ばれているが、制度としてもこの解消は急がねばならない。

教育が普及しても学校経営の制度に不合理な点があつては教育的効果を著しく引き下げることはいうまでもない。このことは小・中・高を通じての共通の問題であるが、基礎教育としての小学校においては特に考慮されなければならぬ問題であろう。なお僻地学校の経営についての制度上の問題や、小学校の地域差の問題、校舎施設設備、教員の配置、教材教具の整備、学習指導方法など解決を要する教育上の問題は山積している。

補習教育

大正八年高齢女子補習学校、大正十一年には荻伏女子実業補習学校と、デンマークの例にならって浦河に日高高等国民学校が設置され、十三年に浦河実業専修学校が開設された。十五年には管内各小学校に青年訓練所が併設され、何れも青年の補習教育にあたつたが、「青年ノ心身ヲ鍛錬シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムル」ことを目標とし、これに軍事教練を取り入れる意図の下に発出したもので、十六才以上二十才までの男子を対象とした。

昭和七年、中等教育の機関として浦河実践女学校の発足を見た。

また実業補習学校令に基づいて大正（前記）から昭和の初めにかけて実科女学校（実業補習学校）が各町村に開校し女子青年の教育向上に貢献した。これらはその後青年学校女子部と改められた。

昭和十年四月青年学校令が公布されると、既に述べた青年訓練所は廃止されて八月新たに青年学校として再出発した。そして青年学校教育の目標を体し、農業、水産とその地域に即した実業青年学校が三石・新冠・右左府などに開校した。

昭和十二年、日華事変勃発し戦況が拡大すると戦時体制が強化されたため、青年学校一本に学則を改めて修練を積むことになった。青年学校は従来の実業補習学校と青年訓練所との特質をとり入れて統合したもので、男子は昭和十四年から義務制をとり、十九才まで五カ年の教育を施す定時制の教育機関となり、高等科卒業生が入学したもので、従って小学校高等科と結び合つて十九才までの青少年の約八十％におよぶものを教育していた。

これは後に軍部の利用するところとなって、本来の目的が歪曲されてしまったが、その理想は民主主義教育の原則であるすべての青年に中等教育を受ける機会を与えるものであるが、一九四七年（昭和二二）の新学制発足に伴い、さきの高等国民学校とともに、新制中学校へ移行して行き、新制中等学校制度の初段階を構成することになったものである。

中等教育

昭和十一年には、さきの浦河実践女学校は昇格して町立浦河実科高等女学校となり、昭和十六年三月に町立浦河高等女学校と改称し、組織を変更した。昭和十九年に庁立に移管して北海道庁立浦河高等女学校と改称し、二十二年十一月に道立となった。

男子は昭和十六年庁立静内農学校が開校され、共に日高の中等教育を担っているが管内に二校とは余りにも恵まれないことである。

国民学校

昭和十六年、小学校が国民学校と改称されるようになって、八カ年に義務制は延長され、尋常科は初等科と改められた。国民学校は、一九三七年（昭和一二）支那事変勃発の十二月、政府は教育審議会官制を公布して審議会をして教育全般の根本的改革を作らせることになったが、これに対する初等教育に関するの答申案に基づいて、一九四一年（昭和一六）三月に国民学校令が公布され、四月から実施されたものである。法令の中の用語が第一条から勇ましく、教科課程表も著しく軍国主義的な色彩を帯びていたようであるが、一面極めて進歩的なものであった。また教科外活動も重視され、教科と共に教科の効果あげようとの注意が払われていた。

終戦後の教育

昭和二十年八月十五日、戦に敗れて我が国の国家権力は遂に連合軍に対して無条件降伏を宣した。このため十月以降開始された占領行政（GHQ指令）は保守勢力や、国体護持派の願望を次々に打ち砕いていった。こうして占領軍の威力の下に屈服させられた我が国の教育政策は、アメリカの占領政策によって軍国主義的教育から民主主義的教育へ切り換えられた。

昭和二十年十月戦時教育令や学徒動員令が廃止され、連合軍から日本教育制度に対する管理政策について指令が出された。これは教科内容の改訂や、教育者の調査監督などを規定したものであった。

軍国主義者、極端な国家主義者の追放や、退役軍人の教職従事停止の指令、教職員適格審査が始められた。

宗教教育や体操科についての通達が出され、お祭りに合同参拝することの禁止、軍国調武道の停止、号令のない体操が現われた。

神道教育の排除、修身・国史・地理に関する授業の停止と、従来の教科書収集破棄の指令（十二月）がGHQから出され、国家主義を鼓吹していた教科書が追放された。また人間天皇の宣言がなされ、これまで朝夕最敬礼をして通った奉安殿が取りこわされた。一方、校舎は、なまなましい荒廃をそのままに窓ガラスのない教室、表紙もなくまだ綴られてない教科書を手にして、児童も教師もともに落ちつかぬ授業が細々と行われた。

加えて食糧の窮乏が甚しくなり、文部省から学徒食糧増産についての通達が出され、農村、漁村に老幼男女の区別なく食をさがさねばならなかった。

文部省はこのような教育の動向や要求に対して、戦時教育体制はもちろん、明治以来の過去八十年にわたる教育進展の過程において、つくられて来た思想の批判をなし、かつ検討を加え、終戦直後、昭和二十年九月十五日新日本建設の教育方針を発表し、終戦後における事態に即応して、日本教育の向うべき方向を明らかにしたが、総括的な新教育の方針や指導のために新教育指針の発刊をみた。

このような情勢の中に、新教育の講習会、研究会が開かれ、民主的な教育の在り方についての研究も活発となり、新しい教育体制をつくる方向に進む気運が認められるようになった。

この時、教育改革に対して大きな力を与えることとなったものは、アメリカ教育使節団の活動である。

昭和二十一年八月、内閣総理大臣の諮問機関として教育刷新委員会が設置され、この答申によって政府は各種の立法を制定し、実施に移していった。

そして同年十一月には新憲法が公布され、翌二十二年三月には教育基本法、学校教育法（施行規則は五月公布）が翌二十三年七月教育委員会法が公布され、十月には道教育委員の公選が行われた。それと同時に日高支庁の教育関係事務は総べて道教委日高事務局長の手に移り、二十七年には各町村に教育委員会が設けられ教育委員が選ばれ教育長が任命された。（既述）これによって民主主義下における新学制と、学校の実際の運営とを規定するとともに、民主的な教育行政制度を確立した。この新しい教育制度によって教育課程行政も大きな変化を見せ、厳格な国家統制を廢して教師の自由を助長し、教師及び学校がそれぞれ自主的に創意に満ちた教育課程を編成すべきであるという方針がとられた。

新制中学校

このように終戦後の教育の上に大きな変化があり、昭和二十二年五月に新学制が定められた。これは実に民主社会をつくるための教育が実施されねばならないことを明らかにしたもので、戦後教育はここから発足している。

新学制は六・三・三制であって、これが実施に伴って高等科は廃止され、新制中学校が開設され、浦河町においても浦河第一中学校は堺町の旧兵舎を改造して開設され、浦河第二中学校が西舎村に、そして荻伏町に荻伏中学校、野深の里に野深中学校と何れも開設され、さらに上杵臼の僻地に昭和二十六年六月には浦河第三中学校が、三十四年四月に女名春別中学校が開設されるというぐあいに他町村においても同様に開設された。

これらの新制中学校の性格は旧制度下の中学校とは著しく異っている。

昭和二十二年は全国に一五、七七八校の中学校が新設されており、中学校への就学率は極めて高率を示している。

従来小学校六カ年終了の児童は二分された学校体系をたどったが、新しい六・三・三制度は小学校卒業生全員を入学させる制度と

なり、すべてのものが一様に中等教育をうけうる機会が均等になったため、多くの国民には極めてよい印象を与えている。

学校体系

中学校は実に教育の機会等の学則に基づく学校体系であるため、その機能が十分に發揮できるように色々な方策が立てられねばならない。なお学校管理も新たに教育委員会によって運営されるに至った。

つまり、初等教育としての小学校六カ年、中等教育は上下にわかれて中学校三カ年、高等学校三カ年、この上に高等教育としての大学四カ年をもって、学校の基本となる体系を決定し、このうち小学校と中学校の九カ年を義務制とした。

小学校教育については、教育の内容や、学習指導の方法が著しく改められ、新しい教科として社会科の誕生がみられたほか、全学科にわたって内容の再編が行われ、このために学習指導要領が編集された。

教育の内容や方法が、従来の教材観、方法観を根本的に改変し、全体として自学主義による生活学習の指導法が重視され、特に学校図書館や、視聴覚教育は児童の自律活動を促進させる大きな力となった。

中学校についても、学科課程の全面的な改革がなされ、学習指導法も新しい観点から研究された。

高等学校

昭和二十三年四月に高校は新学制により道立浦河高等女学校は道立浦河高等学校、静内農学校は静内高等学校と改称して全日制課程を実施し、男女共学として発足した。十月には定時制課程が実施された。静内高校は二十三年十一月、浦河高校は二十四年一月定時制課程併設、また浦河高校は三石、樺似、幌泉、静内高校は日高、富川、平取にそれぞれ分校を設置したが、これら分校はやがて独立した。二十五年四月には北海道浦河高校と改称され、通常課程に水産科を設置したが、三十四年四月これを廃止して漁業課程を新設した。静内高校も二十四年普通科、二十五年林業科を設置した。昭和二十六年平取分校は平取高等学校に昇格し、昭和二十七年には富川高校が、三十六年に樺似高校も全日制となり日高の全日制高校は四校となった。

さて、現在の高校は旧制高校とは勿論性格が違ふ。新制高校の制度の実施に当って、高等学校は進学の差別を廃して機会均等に、学区制による進学の均等化、男女共学による学業の差別をなくし、中学校卒業生に対して一様に門戸を解放する制度に改めることを目標としたものである。しかし高校は義務制でない関係上、中学校卒業生のすべてを入学させる学校にはなっていないし、高校入学を希望するものすべてが進学を許されていないが、中学校卒業生の高校進学を妨げられているものは極めて僅かである。

ともあれ、最近においては高等学校の生徒数も急増しているが、その拡充の制度方策は早急に打ちたてなければならぬ問題であろう。

高校教育を普及し、やがて中学校卒業からの進学者の高校入学が緩和されるようになれば、実質上準義務制となり、国民全体の教育水準が一層高まるわけである。今日、中学校の義務教育を終った生徒に対する教育をどうするかは、社会的に極めて大きな問題である。もちろん、生徒の条件、父兄の考え方、本人の意向などによって各地域により進学率を異にするであろうが、それにしても農山漁村としての当地方においては生活条件などを考え、全日制、定時制、通信教育をも含めて一層拡充する施策が必要である。

×

×

また学校保健の方向についても、体育、保健、健康教育に大きな改革がなされ、学校給食も戦後における児童の保健という点から促進され、従前と大いに趣を異にすることとなった。さらに教育で重要な点は、各学校が児童や生徒の実態、地域社会の実状に応じた指導計画を作成し、その指導計画に従って教科書を活用していくことであるというように考えられるようにいった。こういう観点から教科書は従来の固定を廃して検定制が実施されるようになった。

このようにして戦後における教育体制が整ったが、これを進めるにあたっては、その中心となるべき教職員が新しい教育理念を理解し、その方法についての習熟者でなければならぬことはいふまでもない。

従ってこの方針に基づき教員の再教育について、教育職員免許法が昭和二十四年の改正とともに実施されたのである。

新しい時代の教育は、自主性の確立と民主化、教育行政の地方分権化(制)を眼目とするようになった。そして日本の教育政策の根本原理は、あくまでも教育の政治的中立性であるが、戦争を否定し、国民をして再び戦争の惨禍にまきこまないように、日本を永久の中立国たらしめる平和のための教育を計画することが肝要である。かくして平和と文化の発展に寄与するところがなくてはならない。

次に最近の当支庁管内の学校、学級、教員、児童生徒の数についての諸表を示しておく。

日高支庁管内小学校

S四五・五・一

学校数	学級数	総数	教員数 (本務)	校長教諭その他	児童数
日高支庁	七九	五八	六八三	七八	五八六
日高町	五	二七	三三三	五	二七
平取町	一三	六三	八八	一三	七二
門別町	一四	七八	一〇二	一四	八六
新冠町	九	四四	六〇	九	五〇
静内町	九	九二	二二〇	九	一〇八
三石町	六	三七	五二	六	四三
浦河町	一二	九三	一一一	一二	一〇五
様似町	三	三八	四六	三	四二
えりも町	八	四六	六一	七	五三
児童数					六一

日高支庁管内高等学校

S四五・五・一

学校数	学級数	総数	教員数 (本務)	校長教諭その他	児童数
日高支庁	一〇	二五二	一〇	二三六	四
日高町	一	九	一	八	四三
平取町	二	一八	二	一五	一八二
静内町	一	六七	一	六五	一一
三石町	一	九	一	八	一〇〇
浦河町	一	六三	一	六一	一一三
様似町	一	三三	一	三一	一三三
えりも町	一	九	一	八	二五
児童数					二五

日高支庁管内中学校

S四五・五・一

学校数	学級数	総数	教員数 (本務)	校長教諭その他	児童数
日高支庁	三三	二二八	四〇六	二〇	三八二
日高町	二	一〇	一九	二	一七
平取町	六	二七	五二	三	四九
門別町	三	三二	五六	三	五二
新冠町	五	一九	三九	二	三七
静内町	五	四一	七二	三	六八
三石町	二	一六	二〇	二	二八
浦河町	四	三五	六六	三	六二
様似町	二	一九	三四	一	三二
えりも町	四	一九	三八	一	三七
児童数					五二

日高支庁管内各種学校

S四五・五・一

学校数	学級数	総数	教員数 (本務)	校長教諭その他	児童数
日高支庁	八	二〇	一	一	二〇
日高町	一	一	一	一	一
平取町	一	一	一	一	一
門別町	一	一	一	一	一
静内町	一	一	一	一	一
三石町	一	一	一	一	一
浦河町	一	一	一	一	一
様似町	一	一	一	一	一
えりも町	一	一	一	一	一
児童数					二〇

(各表北海道市町村勢要覧により作製)

一六 観光日高路

日高の自然景観と人文には限りない神秘をもっている。その史蹟、そして文化財、天然記念物、物語は蝦夷の歴史を秘め、いくたの謎を残しており、未だに胎動を続けている。そしてここに日高特有の体臭がある。それだけにその一つ一つに懐旧の情がそられ、感慨はかり知れぬものがある。

以下管内の観光の対象となるものについて列挙しておいたが、未だ眠る観光資源も豊かであることが考えられる。従って観光資源の保護開発を積極的に推進することが今後の課題であろう。

そして日高支庁が言う「点から線の観光」を目標として管内を一本化した日高観光ルートの設定が望ましく、いかに各個の施設が整備されていても各町の観光対策がまちまちでは観光の広域化しつ、ある今日飛躍的進展はおぼつかない。それ故広域的な計画を打ち建てる方策を考える必要がある。

日勝峠 (沙流郡)

昭和四十年秋十月、富川から約六十キロにある日高町と十勝の清水町が日高山脈を越えて結ばれ、帯広に通ずる日勝道路が開通した。そして沿道の雄大な日高山脈の自然美豊かな景観が、沙流川源流の溪谷美と共にクロウズアップされ観光客は次第に増大した。ことに紅葉シーズンともなれば行楽の人々で森閑とした山間は急に生氣が満ちてくる。

峠に立つて眼下に展開する十勝大平原が一望に収められるその豪華さは正に言語に絶するものがある。しかもその展望が日高・十勝と極めて対象的なのが一層感興をそそる。

今 日高町は、開発の町として観光施設の造成計画に大きく意欲を燃やしているが。

加えて観光企業の進出もあって明るい話題が作り出されている。

昭和四十五年、日勝峠から日高側のエゾマツ、トドマツの自然のままの群生林は、沙流川源流原始林として文部省から特別天然記念物として指定された。

既に林地の国道沿いに天然記念物案内板が設けられ、日高町は「観光日高」の貴重な資源としてこれが保護に本腰を入れている。

新冠発電所 (新冠郡)